

京都市告示第 132 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 3 月 18 日付けで認可した神明区の代表者変更の届出、平成 16 年 9 月 7 日付けで認可した沢尻町内会の代表者変更の届出、平成 19 年 8 月 8 日付けで認可した菱川町北自治会の代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 24 年 6 月 25 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
神明区	森 一也	寺井 淳明
沢尻町内会	佐伯 義信	梶谷 薫
菱川町北自治会	田中 みさを	大橋 秀人

2 代表者の住所

	変更前	変更後
神明区	京都市右京区京北周山町上代 25 番地	京都市右京区京北周山町上代 4 番地
沢尻町内会	京都市右京区京北上弓削町下中筋 16 番地 1	京都市右京区京北上弓削町山本ノ下 1 番地
菱川町北自治会	京都市伏見区羽束師菱川町 439 番地の 28	京都市伏見区羽束師菱川町 439 番地の 58

(文化市民局地域自治推進室)